

# ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策 (国内地域別制限措置改訂)

2020年11月4日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府は、国内地域別制限措置として「Covid-19 公衆衛生保全マップ」(Covid-19 Public Health Safety and Protection Map)と、それに伴う制限措置について以下のとおり改訂しました。

## 1 対象地域(基本的に「郡」単位)

このたび、マグニシア(ヴォロスを含むエリア)が新たにレベルBに引き上げられました。

### (1)レベルA:黄色(警戒レベル)

エトリアカルナニア、アンドロス、アルゴリダ、アルカディア、アルタ、アハイア、グレベナ、エヴィア、エヴリタニア、ザキンソス、イリア、イラクリオン、タソス、セスポティア、イサキ、イカリア、カリムノス、カルディツツァ、カルパツスーカソス、ケア - キスノス、ケルキラ(コルフ)、ケファリニア、コリンシア、コス、ラコニア、ラシーシ、レスボス、レフカダ、リムノス、メシニア、ミロス、ミコノス、アッティカ諸島(サラミナ市除く)、パロス、プレヴェザ、レシミノン、ロドス、サモス、スポラデス、シロス、ティノス、フシオティダ、フロリナ、フォキダ、ハニア、ヒオス、モルゴス市(ナクソス郡内)

### (2)レベルB:赤色(危険レベル)

東アッティカ、ビオティア、北アテネ、ドラマ、西アッティカ、西アテネ、エブロス、イマシア、テサロニキ、シラ(サントリーニ)、イオアニナ、カバラ、カストリア、中央アテネ、キルキス、コザニ、ラリサ、マグニシア、ナクソス(アモルゴス市除く)、南アテネ、クサンシ、ピレウス、ペラ、ピエリア、ロドピ、セレス、トリカラ、ハルキディキ、サラミナ市(アッティカ諸島内)

※ テサロニキとセレスは、別途、感染症警戒特別対策エリア(灰色)に指定され、異なる制限措置が課せられています(昨日の、当館からのメール「ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策(テサロニキ郡、セレス郡における外出制限等の詳細)」をご参照ください)。

## 2 措置内容

このたび、レベルBでは、一台の乗用車に乗れる人数が、「運転手を含んで3人まで」から「運転手を含んで2人まで」(未成年の家族は人数制限対象外)と変更になったほか、屋内屋外、公的私的な場を問わず集会・公的イベント、社交行事等が禁止となりました。詳しくは、当館作成の「Covid-19 公衆衛生保全マップ」制限事項(主要部分の抜粋)(下記リンク)をご参照ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/pdf/covid19\\_list\\_1104.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/pdf/covid19_list_1104.pdf)

昨日のギリシャ国内における新規感染者数は2,166人と、これまでの最高値を再度更新しました。皆様方におかれましては、引き続き可能な限り人混みを避けるとともに、周囲との距離を十分に保ち、確実な手洗い・うがい・マスクの適切な着用等により、感染防止に努めてください。

在ギリシャ日本国大使館

電話:210-670-9910、9911

F A X:210-670-9981

H P:<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール:[consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)